議案第4号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別 紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会 に報告して承認を求める。

平成17年3月11日

三朝町長吉田秀光

平成17年3月11日原雲承認

三朝可就会議長 藤 井 拿

三切町競条例及び三朝町工場設置登勘条例の一部を改正する条例

東京する。 次の表の改正値の欄中下線が引かれた機分(以下二の条において(改正部分)」 という。) に対応する関連の基準を表の機体で異常された機合(ロマーの表に

おいて「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改

上後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在したい場合には、当成 サロザのよびの

(母を変換の納象の基準)

第54条 略

研充課程會順<u>又は建物差配簿</u>置し< は家屋補売課税合帳に所有着(建物の

医分角有等に限する近年(昭和37年 総修第62号)第2条第3項の基有部

分の属する家屋(同途第4条第2項の

規定により共用部分とされた原便の 産物を含む。) については、当該家屋

乙烯心间边第2条第2項の区分析省

(日本資産税の約戌業務者等)

5 4 条 路 前項の両有背等は、土地又比別

については、<u>壁記様又は</u>土地補充課税 台機等しくは東星補充課税 台帳に西

有者(建物の医分所有等に関する法律

3項の専有部分の異する家庭(同法庫 4条節2項の規定により共用部分と

された附属の整物を含む。) については、当該家屋に係る同注第2条第2条

ひ区分所有着(以下「区分所有者」と

専決第1号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三朝町税条例及び三朝町工場設置奨励条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成17年3月4日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月11日原案承認 三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第1号

三朝町税条例及び三朝町工場設置奨励条例の一部を改正する条例 (三朝町税条例の一部改正)

第1条 三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」 という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条に おいて「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改 正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該 改正部分を削る。

改 正 後

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者等は、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」と

改正前

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2 前項の所有者等は、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有

いう。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

5 土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)による土地区画整理事業 (密集市街地における防災街区の整 備の促進に関する法律(平成9年法律 第49号)第46条第1項の規定によ り土地区画整理法の規定が適用され る密集市街地における防災街区の整 備の促進に関する法律第45条第1 項第1号の事業を含む。以下本項にお いて同じ。) 又は土地改良法(昭和2 4年法律第195号)による土地改良 事業(独立行政法人緑資源機構が独立 行政法人緑資源機構法(平成14年法 律第130号)により行う同法第11 条第1項第7号イの事業及び同法附 則第8条第1項の規定により行う森 林開発公団法の一部を改正する法律 (平成11年法律第70号)附則第8 条の規定による廃止前の農用地整備 公団法(昭和49年法律第43号)第 19条第1項第1号イの事業を含 む。) の施行に係る土地については、 法令若しくは規約等の定めるところ によって仮換地、一時利用地その他の 仮に使用し、若しくは収益することが できる土地 (以下本項において「仮換 地等」と総称する。) の指定があった 場合又は土地区画整理法による土地

者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3及び4 略

5 土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)による土地区画整理事業 (密集市街地における防災街区の整 備の促進に関する法律(平成9年法律 第49号)第46条第1項の規定によ り土地区画整理法の規定が適用され る密集市街地における防災街区の整 備の促進に関する法律第45条第1 項第1号の事業を含む。以下本項にお いて同じ。) 又は土地改良法(昭和2 4年法律第195号)による土地改良 事業(独立行政法人緑資源機構が独立 行政法人緑資源機構法(平成14年法 律第130号)により行う同法第11 条第1項第7号イの事業及び同法附 則第8条第1項の規定により行う森 林開発公団法の一部を改正する法律 (平成11年法律第70号)附則第8 条の規定による廃止前の農用地整備 公団法(昭和49年法律第43号)第 19条第1項第1号イの事業を含 む。) の施行に係る土地については、 法令若しくは規約等の定めるところ によって仮換地、一時利用地その他の 仮に使用し、若しくは収益することが できる土地(以下本項において「仮換 地等」と総称する。) の指定があった 場合又は土地区画整理法による土地

区画整理事業の施行者が同法第10 0条の2(密集市街地における防災街 区の整備の促進に関する法律第46 条第1項において適用する場合を含 む。)の規定によって管理する土地で 当該施行者以外の者が仮に使用する もの(以下本項において「仮使用地」 という。)がある場合においては、当 該仮換地等又は仮使用地について使 用し、又は収益することができること となった日から換地処分の公告があ る日又は換地計画の認可の公告があ る日までの間は、仮換地等にあっては 当該仮換地等に対応する従前の土地 について登記簿又は土地補充課税台 帳に所有者として登記又は登録され ている者をもって、仮使用地にあって は土地区画整理法による土地区画整 理事業の施行者以外の仮使用地の使 用者をもって、それぞれ当該仮換地等 又は仮使用地に係る第1項の所有者 とみなし、換地処分の公告があった日 又は換地計画の認可の公告があった 日から換地又は保留地を取得した者 が登記簿に当該換地又は保留地に係 る所有者として登記される日までの 間は、当該換地又は保留地を取得した 者をもって当該換地又は保留地に係 る同項の所有者とみなす。

6 略

(申請又は申告をしなかったことに よる固定資産税の不足税額及び延滞 金の徴収)

第72条 不動産登記法 (平成16年 法律第123号)第36条、第37条 第1項若しくは第2項、第42条、第 47条第1項、第51条第1項(共用 部分である旨の登記又は団地共用部 分である旨の登記がある建物の場合 に係る部分を除く。)、第2項若しくは 第3項若しくは第57条の規定によ って登記所に登記の申請をする義務 83条の規定によって町長に申告を

区画整理事業の施行者が同法第10 0条の2(密集市街地における防災街 区の整備の促進に関する法律第46 条第1項において適用する場合を含 む。) の規定によって管理する土地で 当該施行者以外の者が仮に使用する もの(以下本項において「仮使用地」 という。)がある場合においては、当 該仮換地等又は仮使用地について使 用し、又は収益することができること となった日から換地処分の公告があ る日又は換地計画の認可の公告があ る日までの間は、仮換地等にあっては 当該仮換地等に対応する従前の土地 について土地登記簿又は土地補充課 税台帳に所有者として登記又は登録 されている者をもって、仮使用地にあ っては土地区画整理法による土地区 画整理事業の施行者以外の仮使用地 の使用者をもって、それぞれ当該仮換 地等又は仮使用地に係る第1項の所 有者とみなし、換地処分の公告があっ た日又は換地計画の認可の公告があ った日から換地又は保留地を取得し た者が土地登記簿に当該換地又は保 留地に係る所有者として登記される 日までの間は、当該換地又は保留地を 取得した者をもって当該換地又は保 留地に係る同項の所有者とみなす。

(申請又は申告をしなかったことに よる固定資産税の不足税額及び延滞 金の徴収)

第72条 不動産登記法 (明治32年 法律第24号)第80条第1項若しく は第3項、第81条第1項若しくは第 3項、第81条/8、第93条第1項 若しくは第3項、第93条/5第1項 若しくは第3項若しくは第93条/ 11の規定によって登記所に登記の 申請をする義務がある者又は法第3

2 略

する義務がある者がそのすべき申請 又は申告をしなかったこと又は虚偽 の申請又は申告をしたことにより法 第417条第1項の規定によって当 該固定資産の価格を決定し、又は修正 したことに基づいてその者に係る固 定資産税額に不足税額があることを 発見した場合及び法第417条第2 項及び法第743条第2項の規定に よって通知を受けた場合においては、 直ちにその不足税額のうちその決定 があった日までの納期に係る分(以下 本条において「不足税額」という。) を追徴する。

2 略

(三朝町工場設置奨励条例の一部改正)

第2条 三朝町工場設置奨励条例(昭和45年三朝町条例第25号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」 という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条に おいて「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改 正後部分に改める。

改 正 後

(奨励金の交付申請手続)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始の日から30日以内に次の事項を記載した奨励金交付申請書(法人にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。)を町長に提出しなければならない。

(1)~(8) 略

(変更手続)

第7条 奨励金の交付を受け、又は交付の確定した工場で、次の各号の1に該当したときは、その日から15日以内にその旨を事業変更届により町長

改正前

(奨励金の交付申請手続)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、事業開始の日から30日以内に次の事項を記載した奨励金交付申請書(法人にあっては、法人登記簿の謄本を添付すること。)を町長に提出しなければならない。

(1)~(8) 略

(変更手続)

第7条 奨励金の交付を受け、又は交付の確定した工場で、次の各号の1に該当したときは、その日から15日以内にその旨を事業変更届により町長

に届け出なければならない。

- (1) 前条の規定による申請書(法人 にあっては<u>登記事項証明書</u>を含 む。) の記載事項に変更を生じた とき。
- (2) 略

に届け出なければならない。

- (1) 前条の規定による申請書(法人 にあっては<u>登記簿の謄本</u>を含 む。) の記載事項に変更を生じた とき。
- (2) 略

附則

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

けた場合においては、直ちにその不足 があった日

税額のうちその決定があった日まで 本条において「不足税額」という。

の前側に係る分・(以下本条において、を追儺する。

(三朝町工場設置奨励条例の一部改正)

第2条 三朝町工場設置奨励条例 (昭和45年三側町条例第25号) の一部を

「全地工場」で、おは「本の二年以)を終まれる移動子中間の第五階の表の表の方。

という。) に対応する同義の改正後の棚中下線が引かれた部分(以下この条に

がて「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該立

・経難分に改める。

(契励金の交付単語手続) (奨励金の交付申請手続)

50米 英加密の気付金気のようより、集り条 延卸金の気付を気けようとする さ者は、事業開始の目から30ほ以内 5者は、事業開始の目から30ほ以内

に次の事項を記載した奨励金交付申に次の事項を記載した奨励金交付申

語書(法人にあっては、<u>液入の養配等</u>) 語書(版人にあっては、<u>佐人登記簿の</u> 項証別書を送付すること 1 参加基に 1 勝太を張けせること 1 参加県に乗用

Emiliate to the contract of th

(海丰更楽) (游丰更楽)

67条 奨励金の交付を受け、又は交 第7条 奨励金の交付を受け、又は交付の確定した工場で、次の各号の1に 付の確定した工場で、次の各号の1に

内にその旨を事業変更届により町長 内にその旨を事業要事届により町長